

# 藤枝市一般廃棄物（し尿）処理業務委託 仕様書

藤枝市内の一般廃棄物（し尿）処理業務について、以下のとおり仕様を定める。

## 1 業務概要

当該業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により定める一般廃棄物処理計画、並びに藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、汲取り便槽のし尿収集運搬及び汲取り手数料の徴収を行う業務である。

## 2 業務日

- (1) 業務日は契約期間中の日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く 毎日とする。
- (2) 業務日に臨時休業しようとするときは、原則として書面により市の承認を得るものとする。
- (3) 災害その他必要に応じて、市から緊急に業務を指示されたときは、休業日であるなしにかかわらず直ちに業務を実施するものとする。

## 3 業務内容

- (1) 業務名 一般廃棄物（し尿）処理業務
- (2) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 （5 年）
- (3) 収集区域 市内全域
- (4) 内 容 ①汲取り式トイレのし尿の汲取り  
②汲取りしたし尿の藤枝環境管理センター及び藤枝市し尿運搬中継センターへの運搬  
③汲取り手数料の徴収  
④上記業務に付帯する業務一式

(5) 年間概算業務量（令和 6 年度実績）

● 汲取り世帯数： 1, 0 4 8 世帯

区 分	糞尿車① (3, 000 kg)	糞尿車② (1, 800 kg)	糞尿車③ (3, 000 kg)	計
運行回数 (件)	334	484	3	821
汲み取り量 (kℓ)	544. 98	546. 80	4. 20	1, 095. 98

## 【参考】

### ■ 1日当たりの収集運搬の処理件数の目安

(※以下の(1)～(3)の条件を仮定した場合の目安であることに留意)

(1) 業務時間：7時間45分(会社出発から帰社まで)

(2) 稼働日：5日/週

(3) 年間の祝祭日：16日

一日の汲み取り量を以下のとおり仮定する。

① 糞尿車(1,800kg) …  $548.60 \text{ kℓ} \div 244 \text{ 日} \approx 2,248.360$  ( $\approx 2,293.33 \text{ kg}$ )

$2,293.33 \text{ kg} \div 1,530 \text{ kg} \approx \underline{1.5 \text{ 台}}$

② 糞尿車(3,000kg) …  $549.18 \text{ kℓ} \div 244 \text{ 日} \approx 2,250.740$  ( $\approx 2,295.75 \text{ kg}$ )

$2,295.75 \text{ kg} \div 2,550 \text{ kg} \approx \underline{0.9 \text{ 台}}$

## 4 処理施設への搬入

収集を行ったし尿は、下記①～③の処理施設へ搬入すること。

### ① 藤枝環境管理センター

所在地 藤枝市善左衛門20

搬入日 土、日、祝日及び12月29日～1月3日の期間を除く日

搬入時間 午前8時30分から午後5時まで

### ② 藤枝中継センター

所在地 藤枝市谷稲葉2-1

搬入日 土、日、祝日及び12月29日～1月3日の期間を除く日

搬入時間 午前8時30分から午後5時まで

### ③ 岡部中継センター

所在地 藤枝市岡部町桂島607-2

搬入日 土、日、祝日及び12月29日～1月3日の期間を除く日

搬入時間 午前8時30分から午後5時まで

## 5 手数料徴収業務

し尿の汲取りを実施した、旧藤枝市地区の世帯に対し、その手数料徴収を行うもの

### (1) し尿の汲取り及び手数料の請求

- ・市は「汲取り通知兼請求書」(様式1、以下、「通知」という。)を受託者に対し交付する。
- ・受託者は対象世帯の汲取りを実施したら、汲取り日と汲取り料、手数料を記載し、「利用者控え」を相手方に渡し、「藤枝市控え」を市に提出する。

## (2) 汲取り手数料の徴収

- ・市は通知のうち「藤枝市控え」を受託者より受領したら、「汲取り手数料納入済通知書」（様式 2、以下「通知書」という。）を作成し、受託者に渡す。
- ・受託者は通知書を受領し、対象世帯に対し手数料の徴収を行う。
- ・手数料の徴収が完了したら、通知書のうち「汲取り手数料領収書」（利用者控え）を相手方に渡す。

## (3) 汲取り手数料の納付

- ・受託者はし尿の収集日ごとに手数料の徴収額と徴収伝票を照合のうえ、「一般廃棄物（し尿）処理手数料徴収業務委託集金報告書」（任意書式、以下「報告書」という。）に記載し、収納した手数料を収納取扱店等に振り込むまで、責任を持って管理しなければならない。
- ・受託者は、徴収した手数料を月初から 10 日ごとに取りまとめ、報告書に、通知書のうち「藤枝市控え」を添えて市に提出する。
- ・市は報告書を受領したら納付書を作成し受託者に渡す。受託者は受領した納付書にて、10 日以内に市に納付する。

## (4) 納付義務者からの徴収が滞った場合の対応

- ・受託者は納付が確認できない納付義務者に対し、受託期間中は定期的に訪問し手数料の徴収に努めるものとする。
- ・年度を超えて納付がされない場合には、その後の対応を市と協議する。

## 6 実績報告

各月の収集実績は、一般廃棄物（し尿）処理業務実績報告書（任意書式）により翌月の 10 日までに報告すること。

また、各年度の収集実績は、各年度の最終月終了後速やかに報告すること。

## 7 一般廃棄物（し尿）処理業遵守事項

### (1) 遵守すべき法令等

一般廃棄物（し尿）処理業（収集運搬）の受託業者（以下「業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のほか関係法令等を遵守するとともに、業務従事者に周知徹底を図ること。

### (2) 権利の義務の譲渡等の禁止

受託者は、理由の如何を問わず第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託又は請け負せ、また、委託に基づいて生ずる一切の権利義務を譲渡してはならない。

### (3) 作業基準等

- ①収集運搬車両及び作業器具等は日常から点検整備し清潔に保持するとともに、運搬に際しては、流出及び悪臭の発生がないようにすること。
- ②車両を変更する場合は、あらかじめ市の許可を得ること。許可のない車両での収集・運搬は行わないこと。
- ③収集運搬車両の運行に当たっては、道路交通法規に基づき安全運転に努めること。
- ④処理施設に搬入する際には、その施設職員の指示に従うこと。
- ⑤収集運搬時及び電話対応時は受託者としての自覚を持ち、常に住民に対して親切・丁寧に対応すること。
- ⑥収集運搬を行うに当たっては2名以上で行うこと。(藤枝中継センター及び岡部中継センターから藤枝環境管理センターまでの運搬を除く。)

#### (4) 賠償責任

自己の責めに帰すべき行為により、第三者に損害を与えた場合は、直接その賠償の責任を負わなければならない。

#### (5) 従業員の研修等

受託者は、従業員に対し研修の実施、又は連絡協議会等を必要に応じて開催し、業務の向上に努めなければならない。

## 8 事業の範囲

取り扱うことのできる一般廃棄物は上記3の業務内容に記載されている種類に限られており、それ以外の一般廃棄物を取り扱うことはできない。

## 9 欠格要件

受託しようとする者（個人事業主、法人、法人の役員、株主）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法に規定する欠格要件に該当する場合は、業務を受託できない。なお、受託後において、当該欠格要件に該当した場合は、速やかにその旨を市に届け出ること。

## 10 委託業務を行うに当たっての遵守事項

一般廃棄物（し尿）処理業務を行うに当たっては、以下の事項を遵守すること。

なお、違反した場合には、委託の取り消し、事業の全部又は一部の停止等の行政処分を行うことになる場合があること。

- (1) 収集したし尿は、市が指定した処理施設に搬入すること。
- (2) 車両、収集運搬容器については、し尿が飛散、流失しないようにすること。収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動が生じないように必要な措置を講ずること。過積載を行わないこと。

- (3) し尿収集運搬業務の実施にあたっては、作業の安全性の確保及び交通安全の確保に十分留意すること。
- (4) 収集運搬車に事故が発生した場合は、事故発生報告書（任意様式）により、遅滞なく市に報告すること。
- (5) 受託者は、その処理に関する帳簿を備え、次に掲げる事項について記載し、5年間保存すること。
  - ① 収集運搬年月日
  - ② 依頼者の住所及び氏名
  - ③ 収集種別及び収集量

## 11 その他

- (1) 本仕様書に明記のないものであっても、業務遂行のために当然に必要な事項は、受託者の責任において行うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義を生じたときは、その都度、市と受託者が協議のうえ解決にあたるものとする。

## 12 罰則の適用（法第 25 条、第 30 条、第 32 条）

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の各条項に違反した場合、次表のとおり罰則の適用の対象となります。・許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を受けずに一般廃棄物の処理又は処理の事業の範囲を変更した場合</li> <li>・事業停止命令又は措置命令に従わない場合</li> <li>・一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合</li> <li>・名義貸しをした場合</li> <li>・許可を受けずに一般廃棄物処理施設を設置した場合</li> <li>・廃棄物を不法投棄した場合</li> </ul>	<p>5 年以下の懲役 若しくは 1,000 万円以下の罰金 又はこの併科</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合</li> <li>・一般廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更を届け出ず、又は虚偽の届出をした場合</li> <li>・求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合</li> <li>・立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合</li> </ul>	<p>30 万円以下の罰金</p>
<p> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">           法人の代表者            法人の代理人、使用人その他の従            個人の代理人、使用人その他の従         </span> <span style="font-size: 2em;">}</span>         業員 が          業員          その個人、法人の業務に関して上記の違反行為をした場合       </p>	<p>行為者につき、上記の各罰則を適用</p> <p>ただし、廃棄物の不法投棄の場合にあっては、法人に対して 3 億円以下の罰金</p>

(様式1)

汲取通知書兼請求書		No. 1 (業務受託者控え)
住所	〒426-0021 藤枝市城南3丁目2-1	コードNo. 013-0070-0
氏名	藤枝 太郎 様	摘要 TEL:054-644-1181
汲取り日	年 月 日 号車 汲取り量 ( ) ゲージ	金 円也
上記のとおり御請求申し上げます。		業務受託者
藤枝市 冨出山1丁目11番1号 藤枝市長 電話 054-643-3111	静岡県藤枝市高洲60番地の15 株式会社静岡環境保全センター 電話 054-636-1511(代) 振込口座 ゆうちょ銀行〇八九(びん)支店 当座 0151777	取扱者

汲取通知書兼請求書		No. 1 (藤枝市控え)
住所	〒426-0021 藤枝市城南3丁目2-1	コードNo. 013-0070-0
氏名	藤枝 太郎 様	摘要 TEL:054-644-1181
汲取り日	年 月 日 号車 汲取り量 ( ) ゲージ	金 円也
上記のとおり御請求申し上げます。		業務受託者
藤枝市 冨出山1丁目11番1号 藤枝市長 電話 054-643-3111	静岡県藤枝市高洲60番地の15 株式会社静岡環境保全センター 電話 054-636-1511(代) 振込口座 ゆうちょ銀行〇八九(びん)支店 当座 0151777	取扱者

汲取通知書兼請求書		No. 1 <b>利用者控え</b>
住所	〒426-0021 藤枝市城南3丁目2-1	コードNo. 013-0070-0
氏名	藤枝 太郎 様	摘要 TEL:054-644-1181
汲取り日	年 月 日 号車 汲取り量 ( ) ゲージ	金 円也
上記のとおり御請求申し上げます。		業務受託者
藤枝市 冨出山1丁目11番1号 藤枝市長 電話 054-643-3111	静岡県藤枝市高洲60番地の15 株式会社静岡環境保全センター 電話 054-636-1511(代) 振込口座 ゆうちょ銀行〇八九(びん)支店 当座 0151777	取扱者

(様式2)

汲取手数料納入済通知書控

No. 1

(業務受託者控え)

住所 〒426-0021  
藤枝市城南3丁目2-1

コードNo. 013-0070-0

氏名 藤枝 太郎 様

摘要 TEL:054-644-4311

汲取り日 2024年07月17日  
10号車 汲取り量 ( 12 ) ゲージ

金 1,800 円也

上記の金額を領収しました。

藤枝市汲取手数料徴収受託者

静岡県藤枝市高洲60番地の15  
株式会社静岡環境保全センター  
電話 054-636-1511(代)

取扱者

年 月 日

汲取手数料納入済通知書

No. 1

(藤枝市控え)

住所 〒426-0021  
藤枝市城南3丁目2-1

コードNo. 013-0070-0

氏名 藤枝 太郎 様

摘要 TEL:054-644-4311

汲取り日 2024年07月17日  
10号車 汲取り量 ( 12 ) ゲージ

金 1,800 円也

上記の金額を領収しました。

藤枝市汲取手数料徴収受託者

静岡県藤枝市高洲60番地の15  
株式会社静岡環境保全センター  
電話 054-636-1511(代)

取扱者

年 月 日

汲取手数料領収書

No. 1

利用者控え

住所 〒426-0021  
藤枝市城南3丁目2-1

コードNo. 013-0070-0

氏名 藤枝 太郎 様

摘要 TEL:054-644-4311

汲取り日 2024年07月17日  
10号車 汲取り量 ( 12 ) ゲージ

金 1,800 円也

上記の金額を領収しました。

藤枝市汲取手数料徴収受託者

静岡県藤枝市高洲60番地の15  
株式会社静岡環境保全センター  
電話 054-636-1511(代)

取扱者

年 月 日